

令和 7 年度二本松市新事業チャレンジ補助金

市内の中小企業者等が行う「新事業チャレンジ」「デジタル技術導入」「展示会出展」に対し、その費用の一部を予算の範囲内で補助します。

【令和 7 年度予算額 8 5 0 万円】

※予算額に達した場合、募集を締め切りますので実施時期に関わらずお早めにご申請ください。

■補助内容

項 目	内 容
補助 対象者	中小企業基本法第 2 条第 1 項に該当する中小企業者等が対象です。 【中小企業者等とは】 ・市内に主たる事業所等を有し、市の住民基本台帳に記録されている個人又は主たる事業所等の所在地が市内である法人であること。 ・申請日時点において市内で 1 年以上商工業を営んでいること。 (要件) ・二本松市暴力団排除条例第 2 条第 1 号から第 3 号までの規定に該当していないこと。 ・関係法令に違反していないこと。 ・市税の滞納がないこと。 ・2 年以上継続して事業を実施する意思のある方。 ・対象となる補助対象経費について、他補助制度により補助金等の交付を受けていない又は受ける見込みがないこと。
補助 対象事業	①新事業チャレンジに資する事業再構築 ②新たな生産性の向上や業務効率化に資するデジタル技術の導入 ③販路開拓に資する展示会出展
補助額等	【補助上限額】 5 0 万円以内 (1, 000 円未満切捨) 【補助率】 補助対象経費の 3 分の 2 以内 ※補助対象事業③のみの場合に係る補助上限額は 1 0 万円以内
補助 対象経費	補助対象経費は、以下の取組みを実施するための必要経費となります。 ※補助対象事業①、②においては、市内業者によって施工または市内業者から購入するものに限る。 ※移動販売にあつては、主として市内で実施する事業に限る。 ①新事業チャレンジに資する事業再構築 ○「新分野展開」… 主たる業種又は主たる事業を変更することなく、新たな製品等を製造等することにより、新たな市場に進出すること。 ○「事業転換」… 新たな製品等を製造等することにより、主たる業種を変更することなく、主たる事業を変更すること。 ○「業種転換」… 新たな製品を製造することにより、主たる業種を変更すること。 ○「業態転換」… 製品等の製造方法等を相当程度変更すること。 ②新たな生産性の向上や業務効率化に資するデジタル技術の導入 事業継続・拡大を見据えたうえで、生産性や業務効率化の向上につながるソフトウェアなどの IT ツールの購入やシステム導入費など。 例) 販売管理ソフトや会計管理システム(非接触型 POS レジ)の導入による業務効率化 電子商取引 (EC) の導入 ※既存ソフトウェアやシステムの単なる更新は除く。 ③販路開拓に資する展示会出展 市外で行われる事業者の製品や技術力を紹介するための展示会、見本市、商談会を補助対象とします。(物産展などの卸売を主たる目的とするものは補助対象外)

補助 対象外	○補助対象外の方 ・新たに創業する方 ・医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、有限責任事業組合（LLP）、農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく組合、政治団体又は宗教上の組織若しくは団体 ・大規模小売店舗、道の駅若しくは当該敷地内にある店舗 ・中小小売商業振興法第4条第5項に定める連鎖化事業に該当する店舗（定型的な約款による契約に基づき継続的に、商品を販売し又は販売を斡旋し、かつ経営に関する指導を行う事業） ・フランチャイズチェーン店その他これに類するもの ・主として農業、林業、漁業、医療、福祉及び公務を営む方 ・令和4年度及び令和5年度に交付した二本松市新型コロナウイルス感染症対応新ビジネス展開促進事業補助金の交付を受けた方 ・過去にこの要綱に基づき補助金の交付を受けた方 ・申請日の属する年度の前3箇年度以内に二本松市創業支援空き店舗等活用事業補助金の交付を受けた方 ○補助対象外の事業 ・補助対象事業の大半を他者に外注又は委託し企画だけを行う事業 ・グループ会社が既に実施している事業を実施するなど、補助対象事業の内容が容易に実施可能である事業 ・不動産賃貸、駐車場経営及び暗号資産のマイニング等の実質的な労働を伴わない事業又は専ら資産運用的性格の強い事業 ・購入した設備等を自ら占有し、事業の用に供することなく、特定の第三者に長期間賃貸させる事業 ・主として農業、林業、漁業、医療、福祉及び公務を営む事業 ・事業③のうち市内で行われる事業又は物産展などの卸売を主たる目的とする事業 ・公序良俗に反する事業 ・法令に違反する又は違反する恐れのある事業並びに消費者保護の観点から不適切であると認められる事業 ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第1号から第5号、同条第5項及び同条第13項第2号により定める事業 ・申請時に虚偽の内容を含む事業 ○補助対象外の経費 ・土地及び建物の取得費又は賃借料 ・チェーン店加盟料、ECサイト手数料及び取扱手数料 ・事業で使用したものとして明確に区分できない経費 ・補助金の交付決定前に支出している経費 ・補助対象事業①、②において市外業者によって施工又は市外業者から購入する経費 ・その他市長が適当でないと認める経費
--	--

■募集期限

令和7年12月26日（金）まで

申請書と添付書類を作成し、二本松市産業部商工課窓口へ直接持参により提出すること。

■注意事項

○事業の採択にあたっては、申請あった事業内容を審査した上で決定します。

○必ず交付決定通知がお手元に届いてから、事業を開始してください。

補助金の交付決定前に支出している経費は補助対象外です。

○申請年度内（3月末日まで）に事業が完了し、実績報告が提出できるものが補助対象となります。

複数年度にわたる事業は補助対象外です。

○事業が採択となった場合…

・事業実施後にアンケートに回答いただきます。

・優良事例については、市ウェブサイト等で公表させていただきます。

■新商品開発、販路開拓事業等の相談窓口（相談受付時間：平日 9：00～17：00）

福島県産業振興センターが設置する中小企業・小規模事業者のワンストップ相談窓口では、事業者がご困りのビジネスの課題に対し、専門的な助言や専門家の紹介等を行っています。相談は無料ですので、より効果的な事業を実施したい方はぜひこちらもご活用ください。

福島県よろず支援拠点（福島オフィス）

住所：〒960-8053 福島市三河南町1番20号 コラッセふくしま2階

TEL：024-525-4064 FAX：024-525-4065

■問い合わせ

二本松市役所 産業部商工課商工振興係

住所：〒964-8601 二本松市金色403-1

TEL：0243-55-5120 FAX：0243-22-8533

メール：shokoshinko@city.nihonmatsu.lg.jp

■補助金手続きの流れ

申請 手続き	(1) 交付申請【申請者→市】 ※令和7年12月26日（金）まで 事業開始前に次の書類を作成し提出してください。 ■補助金交付申請書（第1号様式） ■事業計画書（第2号様式） ■収支予算書（第3号様式） ■納税証明書（商工課補助金用）（課税がない者にあつては、課税証明書） ■事業の内容と積算内容を確認できる書類（見積書の写し等） ■定款その他申請者の概要を確認できる書類 ■振込先の口座番号等を確認できるもの（通帳の写し） (2) 交付決定通知【市→申請者】 交付決定の審査にあたり、必要に応じて現地調査を行います。 (3) 変更申請【申請者→市】 交付決定後に申請内容を変更する場合は事前に市へ連絡してください。 (4) 事業実施【申請者】 必ず補助金交付決定または変更交付決定を受けてから事業を開始してください。 (5) 実績報告【申請者→市】 補助対象事業の完了した日から14日以内又は3月31日のいずれか早い日までに次の書類を提出してください。 ■補助金事業等実績報告書（第11号様式） ■事業報告書（第12号様式） ■収支決算書（第13号様式） ■事業の内容と積算内容を確認できる書類（請求書の写し等） ■補助対象経費の領収書の写し ■事業の実施状況が確認できる写真等
-------------------	---

	(6) 確定通知【市→申請者】 補助金確定の審査にあたり、必要に応じて現地調査を行います。 (7) 補助金交付請求【申請者→市】 ■補助金等交付請求書 (8) 補助金交付【市→申請者】
--	---